

暮らしの中の国民年金

遺族のための給付

基礎年金として給付される三種類のうち、老齢・障害年金については、これまでに説明してまいりました。今回は、残るもうひとつの「遺族基礎年金」について説明いたします。

この遺族基礎年金は、一家の中心となって働く夫が死亡した場合、子どもを抱えて残された妻や子どもに支給される制度であります。国民年金も保険制度のひとつなので、この遺族基礎年金もある一定の要件を満たしていなければたとえ遺族保障とはいえ保険料の滞納期間があったりするともらえる年金ももらえなくなってしまうのです。このため、保険料の滞納だけは絶対にしないことが大切です。

支給の条件

遺族基礎年金は、次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の子どものある妻または子どもに支給されます。

- ① 被保険者であること
 - ② 被保険者であった者が60歳以上65歳未満であること
 - ③ 老齢基礎年金の受給権者であること
 - ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者であること
- ただし、①または②に該当する妻

保険料の納め忘れはありませんか

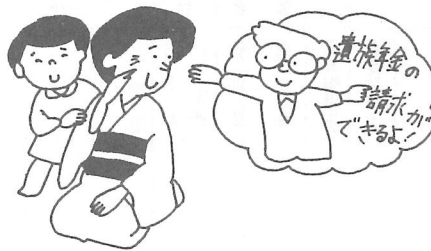
当する人が死亡した場合は、その人の国民年金加入期間のうち以上の滞納がないこと。

遺族の範囲

遺族基礎年金を受給できる遺族とは、死亡した人によって生計を維持していた次の人です。

- ① 死亡した夫の子ども（18歳未満の子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）と生計を同じくしている妻。

② 死亡した人の子ども
つまり夫が死亡したときは妻と子どもの各々が、また、妻が死亡したときは子どもが遺族基礎年金の受給権者になることができます。



年金額

遺族基礎年金の額は、子どものある妻に支給される場合は、定額の六二六、五〇〇円に子どもの数に応じた加算額となります。（表1）

また、子どもだけの遺族に支給される場合の年金額は、子どもが一人のときは六二六五〇〇円であるが、やはり子どもの数に応じた加算額となります。（表2）

（表1）妻が受ける遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計
子どもが1人いる妻	626,500円	187,900円	814,400円
子どもが2人いる妻	626,500円	375,800円	1,002,300円
子どもが3人いる妻	626,500円	438,500円	1,065,000円
3人目以降は1人につき 62,700円が加算されます。			

（表2）子が受ける遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計	1人当たりの額
1人のとき	626,500円		626,500円	626,500円
2人のとき	626,500円	187,900円	814,400円	407,200円
3人のとき	626,500円	250,600円	877,100円	292,400円
3人目以降は1人につき 62,700円が加算されます。				